

公益財団法人岡山市シルバー人材センターの役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第16条及び第35条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員等には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬等は、別表「役員等の報酬」に定める金額の範囲内として、評議員会の承認を得て、決定するものとする。ただし、事務局長を兼ねる常務理事及び岡山市職員のうちから選任された役員等については、報酬等を支給しない。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等の報酬等は、通貨で直接役員等に支払わなければならない。ただし、役員等の了解を得て、銀行口座に振り込むことができる。

2 前項の報酬等の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協定により報酬等から控除する金額があるときは、これを控除して支払うことができる。

3 第1項に規定する報酬等は、その月分をその月の15日に支給する。ただし、15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に繰り上げて支給することができる。ただし、会員でない理事、別表の「その他の監事」及び評議員の報酬等については、評議員会、理事会又は監査実施への出席のつど支給するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、公認会計士又は税理士の資格を有する監事の報酬の支給日は、5月31日とする。ただし、5月31日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に繰り上げて支給することができる。

(費用)

第6条 役員等がセンターの用務のため、目的地に出向くときは、旅費を支給する。

- 2 前項の定めによる旅費のうち市内で開催される評議員会及び理事会への出席については、1回につき1,000円とする。(センターから月額給与又は報酬を受けている者を除く。)

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

- 1 この規程は、評議員会の決議のあった日(平成25年4月26日)から施行する。
- 2 財団法人岡山市シルバー人材センターの役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程(昭和53年12月5日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、評議員会の決議のあった日(令和2年12月3日)から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 役員等の報酬

役 職	報 酬
理事長	月額 120,000 円
副理事長	月額 30,000 円
常務理事	月額 50,000 円
会員である理事	月額 20,000 円
会員でない理事	評議員会及び理事会 又は監査実施への出 席1回につき日額 6,000 円
公認会計士又は税理 士の資格を有する監 事	年額 300,000 円
その他の監事	評議員会及び理事会 又は監査実施への出 席1回につき日額 6,000 円
評議員	評議員会への出席1 回につき日額 6,000 円